

発議第1号

伊賀市インターネットを介した人権侵害のない社会づくり条例の制定について

伊賀市インターネットを介した人権侵害のない社会づくり条例を次のとおり制定しようとする。

令和6年3月22日提出

提出者 伊賀市議会議員

市川 岳人

北森 徹

宮崎 栄樹

山下 典子

赤堀 久実

田中 覚

百上 真奈

記

伊賀市インターネットを介した人権侵害のない社会づくり条例案

インターネットによるコミュニケーションによって、人生が豊かになる一方で、デジタル技術を悪用した人権侵害が、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やメッセージングアプリ、ゲームアプリ、携帯電話上でのやり取りなどで起きています。他の人を怖がらせたり、怒らせたり、恥をかかせたりすることを目的として繰り返される行動が、誹謗中傷となり、差別を助長し人権侵害に及んでいます。その使い方や投稿の表現等によって、人権が侵害され、誹謗中傷等で心が傷つき壊れ、最悪の場合自ら命を絶ってしまう事態を招くことが現代社会の問題の一つとして認知されています。

このようなことから、インターネット上の誹謗中傷等をはじめとする人権を侵害する投稿や発信を社会全体の仕組みの中で無くしていくことが重要であり、市民一人ひとりが加害者とならない意識をもち、市民の誰もが被害に遭わないよう、命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される心豊かなインターネット社会を創り続けていくことが大切です。

第4次伊賀市人権施策総合計画が令和5年度から令和9年度までの5か年計画で策定されましたが、特にインターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止するための施策を推進し、インターネットによる被害から全ての市民を保護し、次世代に豊かな社会を継承するために、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害を防止し、市民の誰もが加害者にも被害者にもならないよう、市及び議会の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、インターネットを介した人権侵害のない社会づくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 伊賀市自治基本条例（平成16年伊賀市条例第293号）第2条第1号に規定する市民をいう。

- (2) 誹謗中傷等 インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害、不当な差別的言動等による権利を侵害する情報（以下「侵害情報」という。）、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが著しく心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信し、又は拡散することをいう。
- (3) 被害者 誹謗中傷等により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者をいう。
- (4) 行為者 誹謗中傷等により被害者を発生させた者をいう。
- (5) インターネットリテラシー インターネットの利便性、危険性並びに基本的なルール及びマナーを理解し、インターネット上の情報を正しく取捨選択し、情報を適正に発信し、並びにインターネット上のトラブルを回避して、インターネットの特性を正しく活用する能力をいう。

（市の責務）

第3条 市は、行為者及び被害者を発生させないための施策、被害者を支援するための施策並びに行為者が再び誹謗中傷等を行うことを抑制するための施策を実施するものとする。

（議会の責務）

第4条 議会及び議員は、この条例の趣旨に則り、不断の研鑽によりインターネットリテラシーの向上に努め、市民の範となって活動し、及び行動するものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

（連携協力）

第6条 市は、第3条の施策を円滑に実施するため、国、三重県、関係市町村、各種団体その他関係機関と連携協力を図らなければならない。

（基本的施策）

第7条 市は、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) 市民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策
- (2) 被害者の心理的負担の軽減等に関する相談支援体制の整備
- (3) 行為者の誹謗中傷等を抑制するための相談支援体制の整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策

(インターネットリテラシーの向上)

第8条 市は、市民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修会、講演会等の開催のほか、教材等の紹介、情報提供等必要な施策を実施するものとする。

2 市は、青少年（三重県青少年健全育成条例（昭和46年三重県条例第62号）第3条第1号に規定する青少年をいう。）に対する前項の施策を実施するに当たっては、学校教育と連携して取り組むとともに、就学前からの学びについて保護者の理解を得ながら取り組むよう努めるものとする。

(被害者等の相談支援体制)

第9条 市は、被害者及びその関係者（以下「被害者等」という。）の不安、被害者等に生じた不利益等を自分ごとと認識した上で解消し、及び被害者等が抱える心理的負担の軽減等を図るため、伊賀市人権相談総合窓口を設置し、相談支援体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
- (2) 専門的知識を有する機関の紹介
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被害者等の相談対応として必要な事項

2 市は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談をする者が安心して話しやすく、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

(行為者等の相談支援体制)

第10条 市は、行為者による誹謗中傷等を抑制するため、前条第1項に規定する伊賀市人権相談総合窓口内に行為者及びその関係者（以下「行為者等」という。）の相談支援体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
- (2) 専門的知識を有する機関の紹介
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行為者等の相談対応として必要な事項

2 市は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談をする者が安心して話しやすく、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

3 市は、行為者等のほか自ら発信したインターネット上の情報に関して不安を抱える者の相談に応じるものとする。

(削除の要請等)

第11条 市は、インターネット上において、特定の市民若しくは当該市民により構成される集団又は市内の特定の地域に関する侵害情報があることが明らかであり、当該侵害情報による被害者等からの申出があったときその他必要があると認めるときは、特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）に当該侵害情報の削除を要請し、又は国その他関係機関に当該侵害情報の通報を行うことができる。

（市民への啓発）

第12条 市は、この条例の趣旨に則り、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の問題に関する市民の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

（施策の報告及び公表）

第13条 市長は、第7条各号に掲げる施策の取り組み状況について、議会に報告するとともに市民に公表するものとする。

（財政上の措置）

第14条 市は、第1条の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。